

都道府県等における旧優生保護法関係資料等の保管状況調査結果

1. 調査内容

(1) 概要

旧優生保護法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条、第12条に基づき実施された優生手術について、調査時点で都道府県等が保有する資料や記録について、以下の1～3の調査を実施した。

調査1：旧優生保護法等において、作成・提出等が定められている資料の保有状況

調査2：調査1で回答した資料の内容等を総合して把握できた、優生手術の申請、審査、手術実施の件数

調査3：その他、旧優生保護法に関して保有している資料（統計、白書、通知、事務連絡等）

(2) 調査対象等

対象機関：都道府県、保健所設置市、特別区（150自治体）における行政機関（本庁、公文書館、保健所等）が保有する資料や記録等。

対象期間：旧優生保護法が施行されていた昭和23年から平成8年まで。

調査実施時期：平成30年4月25日から平成30年6月29日まで。

※締め切り後、公表までに追加で報告があったものは反映。

2. 調査結果の概要 ※括弧内は、個人が特定できる件数。

(1) 優生手術の申請数（4条、12条）

4条	12条	不明	計
3,459	759	1,851	6,069
(3,440)	(657)	(1,072)	(5,169)

(2) 審査の結果、優生手術が「適」とされた件数（4条、12条）

4条	12条	不明	計
3,262	700	1,716	5,678
(3,256)	(636)	(995)	(4,887)

(3) 実際に手術を行った件数（3条、4条、12条）

4条・12条				3条	条不明	計
4条	12条	不明	計			
2,965	613	1,393	4,971	1,693	60	6,724
(1,797)	(176)	(1,046)	(3,019)	(0)	(60)	(3,079)

※平成30年9月6日の公表後に都道府県等から訂正の報告があったため、一部件数を訂正している。

3. 調査結果

総括表1：調査全体の件数

総括表2：各都道府県、保健所設置市、特別区別の件数

第3条：本人の同意に基づいた優生手術

第4条：本人・保護者の同意によらず、優生保護審査会で審査・決定される優生手術

第12条：保護者の同意があった場合、優生保護審査会で審査・決定される優生手術